

協定金の支払及び KPI の説明

1 協定金の支払等について

本事業者が事業プロモーター業務を実施する中で創出した成果等に対し協定金を支払う。

(1) 協定金の額の決定について

KPI の達成状況から算出される KPI 連動により定量的評価を行い、以下に定める各年度の上限額の範囲内で支払う協定金の額を決定する。KPI の目標値を満たさない場合には、KPI 連動額に KPI 達成率を乗じた金額とする。

令和 8 年度上限額 4270 万円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 9 年度上限額 1 億 3830 万円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和 9 年度以降の協定金の上限金額は令和 9 年度東京都歳入歳出予算において認められた金額により確定します。この時点での予定上限金額を下回る可能性があることをご了承いただき、ご応募ください。

(2) 協定金の支払について

協定金は原則として年度末ごとの支払とする。各年度における KPI 評価額の確定後、都が本事業者からの適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払う。

(3) 協定金の中間払いについて

コンセプト検証にかかる経費サポートを行った事業プロモーターが希望する場合、その KPI 連動額の範囲に限り、令和 9 年度に一回を上限に協定金の中間払いを行う。

中間払いの金額は、コンセプト検証及び経費サポートの完了後、KPI 評価委員会の評価に基づく KPI 達成状況に応じて金額が確定する。

なお、令和 9 年度に中間払いを実施した場合、当該年度にかかる協定金として請求できるのは確定協定金額から中間払いの金額を控除した金額となります。

2 KPI 項目及び KPI 連動額の設定

本事業者は、応募時に業務に係る KPI（アウトプット KPI・アウトカム KPI）及び KPI 連動額を設定する（様式 1 「KPI 設定シート」）。本事業で定める KPI 項目等については後掲の【KPI 項目・目標値等一覧】を参照すること。

アウトプット KPI は都が設定した各項目について目標値及び KPI 連動額を設定すること（一部、都が目標値や KPI 連動額を指定するものがある。）。また、「コンセプト検証にかかる伴走支援」「企業等とのマッチング支援」「本事業及びスタートアップのプロモーション」のそれぞれについて、取組の実施状況を測定可能な 1 つ以上の KPI を応募者が定め、目標値及び KPI 連動額を設定すること。協定書に定める四半期ごと

の報告において、KPI 達成状況を確認できる根拠資料等を提出すること。

アウトカム KPI については都が設定する各項目について目標値及び KPI 連動額を設定すること。

KPI 項目・目標値等一覧（下線箇所は不変とする）

No.	項目(カッコ書きは目標値)	目標値 (事業全体)	令和8年度	令和9年度
【アウトプット】				
1	事業目的に適合したスタートアップの掘起し・応募獲得	30 件以上	30 以上	
2	スタートアップの審査・選定	5 件	<u>5 件</u>	
3	協力企業の掘起し（事業期間内に 60 者以上のアプローチ）	60 者以上		
4	コンセプト検証計画書の策定支援	5 件	<u>5 件</u>	
5	コンセプト検証における企業等との連携支援	5 件		<u>5 件</u>
6	コンセプト検証にかかる経費サポート※	5 千万円		<u>5 千万円</u>
7	コンセプト検証における検証結果取りまとめ支援	5 件		<u>5 件</u>
8	マッチングイベントの実施（各年度 1 回以上）	2 回以上	1 回以上	1 回以上
9	コンセプト検証にかかる伴走支援に関する KPI※			
10	企業等とのマッチング支援に関する KPI※			
11	本事業及びスタートアップのプロモーションに関する KPI※			
【アウトカム】				
12	効果的なコンセプト検証支援（全検証案件におけるコンセプト検証計画書に定める KPI 達成率。7 割を基準値としその超過分を評価対象とする）※	30%		<u>30%</u>
13	スタートアップ・企業間におけるマッチングの成立（支援を行ったコンセプト検証に関して MoU や NDA の締結など、導入に向けた継続検討が行われている案件の創出）	5 件		<u>5 件</u>

※それぞれの KPI 達成を確認できる根拠資料等を示すこと（応募者データ、検証計画書、検証報告書など）

※No.6：コンセプト検証完了を前提とし、それぞれの検証に要する経費として実際に事業プロモーターが支援提供した金額を KPI 実績値として計上する。本項の協定金額の算定方法については KPI 実績値を協定金額として決定する。経費上限を 1 千万円/件、本項の KPI 連動額は 5 千万円とする。

※No.9・10・11：応募者が当該記載にかかるアウトプット KPI をそれぞれ 1～3 項目提案すること。

※No.12：算出方法は以下のとおり。

全案件の KPI 達成数 ÷ 全案件の KPI 設定数 × 100 - 70（%未満切り捨て）

※No.13：コンセプト検証実施にかかる連携先企業に関するものは除く。

【設定にあたっての留意事項】

- KPI 連動額の設定に当たっては、上限額の配分を以下のとおりとする（再掲）。

令和8年度： 4270 万円（アウトプット KPI）

令和9年度：1 億 3830 万円（アウトプット KPI、アウトカム KPI の合計）

計 : 1 億 8100 万円

※いずれも消費税及び地方消費税を含む。

- KPI 連動額については、原則として、応募者における運営経費等を踏まえたうえで設定すること。
- アウトカム KPI 連動額は令和9年度に合計 1500 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を設定し、各項目の設定金額は 500 万円（消費税および地方消費税を含む）を下回らないこと。
- 任意のアウトプット KPI の設定に関し、KPI 連動額の合計が令和8年度 1400 万円、令和9年度 4600 万円、計 6000 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。
- 複数の事業者が提携し応募する場合において、それぞれの KPI の達成状況に応じて支払いを受けるときは、各 KPI における構成企業ごとの役割分担を応募時に明確にし、実績評価の際に構成企業ごとの実績値が分かるようにすること。